

一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月



目次

第1章 はじめに	5
1. 計画策定の趣旨	5
2. 計画の位置づけ	5
3. 計画の期間、目標年	6
4. 計画の対象範囲	6
5. 地域の概要	7
第2章 ごみ処理の現状	9
1. ごみ排出量および処理の実績	9
2. ごみ減量化等の達成状況	12
3. 国および県のごみ処理行政の動向	13
第3章 ごみ排出量および処理量の見込み	16
1. 人口の将来予測	16
2. ごみ減量化等の数値目標の設定	17
第4章 ごみ処理基本計画	21
1. 基本方針	21
2. ごみの処理体制	22
3. ごみの排出抑制および資源化のための方策	26
4. 収集・運搬計画	29
5. ごみ処理計画	30
6. その他	30
第5章 生活排水処理の現状	31
1. 生活排水処理形態別人口およびし尿等排出量の実績	31
第6章 生活排水処理形態別人口およびし尿等排出量の見込み	32
1. 生活排水処理形態別人口およびし尿等排出量の見込み	32
第7章 生活排水処理基本計画	33
1. 基本方針	33
2. 生活排水の処理体制	33
3. 生活排水の処理計画	37
4. し尿・汚泥の処理計画	39
5. その他	40
第8章 計画の進行管理	41

第1章 はじめに

1. 計画策定の趣旨

本町では、平成 19 年 3 月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、町民・事業者・行政の相互の連携により、循環型社会の形成に向けた取り組みを推進するとともに、生活排水の適正な処理と水質汚濁の防止を図ってきました。また、ごみ処理に関しては、津山市、鏡野町、勝央町、奈義町および美咲町の 1 市 4 町で組織する津山圏域資源循環施設組合の新たなごみ処理施設である「津山圏域クリーンセンター」の稼働に合わせて平成 28 年 3 月に計画の見直しを行い、各種施策を進めることで循環型社会の実現に向け鋭意努力してきたところです。

今回、平成 19 年 3 月に策定した一般廃棄物処理基本計画の生活排水に関する計画、および平成 28 年 3 月に改訂したごみに関する計画が中間目標年次を迎えたことから、廃棄物処理を取り巻く社会情勢の変化や本町の現状等を踏まえ、一般廃棄物（ごみ・生活排水）の処理について現行の計画内容の見直しを行い、循環型社会に貢献できる取り組みを総合的、計画的に推進していくために計画の改訂を行います。

2. 計画の位置づけ

廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないとされています。

一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）、②これに基づき年度ごとに一般廃棄物の収集、運搬および処分について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から成り、本計画は、長期的視点に立った計画に該当するもので、本町における一般廃棄物処理事業の基本となる計画です。

3. 計画の期間、目標年

ごみと生活排水の処理に関する現行の計画期間が異なるため、本計画では、計画期間の整合を図るものとし、令和4年度を初年度とした10年間を計画期間とし、令和13年度を目標年次、令和8年度を中間目標年次として設定します。

なお、概ね5年ごとに、または計画の諸条件に大きな変化があった場合など必要に応じて見直しを行うものとしします。

【計画期間の設定】

見直し前		➔	見直し後
【ごみ】 計画初年:平成29年度 中間目標:令和3年度 中間目標:令和8年度 計画目標:令和13年度	【生活排水】 計画初年:平成19年度 中間目標:令和3年度 中間目標:令和7年度		【ごみ・生活排水】 計画初年:令和4年度 中間目標:令和8年度 計画目標:令和13年度

4. 計画の対象範囲

本計画で対象とする廃棄物は、計画対象区域内で発生する一般廃棄物のうち、特別管理一般廃棄物を除く「ごみ」と「し尿（浄化槽汚泥を含む）」とします。また、ごみ処理については、排出抑制、分別排出、収集・運搬、中間処理、最終処分まで、生活排水（し尿）の処理については、排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分までを本計画の策定範囲とします。なお、災害廃棄物についても本計画の対象範囲とし、災害廃棄物処理の基本的な方針を整理します。

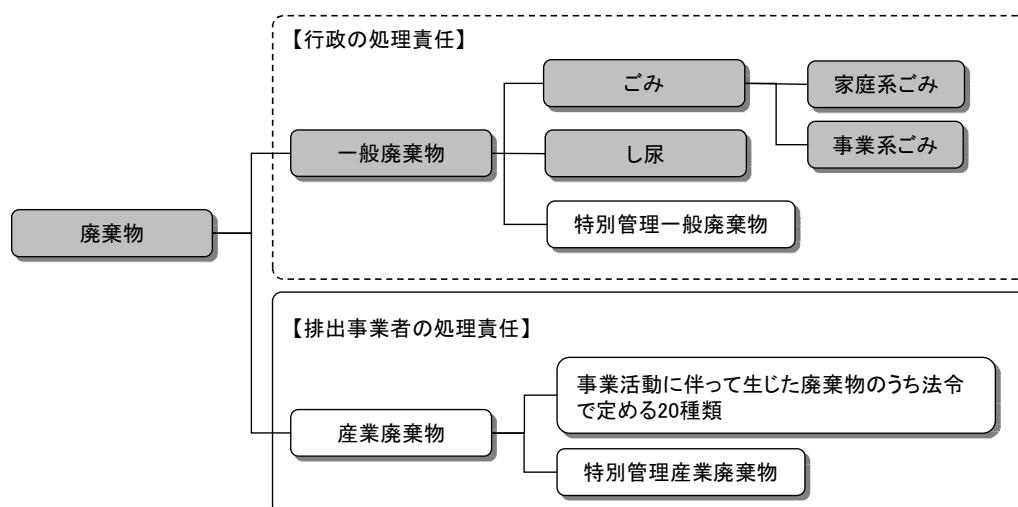


図 1-4-1 本計画で対象とする廃棄物

5. 地域の概要

1) 位置および地勢

本町は岡山県の東北部に位置し、東西 9 km、南北 1 km、西は津山市、南は勝央町、美作市、北は鳥取県智頭町と接しています。面積は 69.52 km²で、全体の約 65%が森林区域、約 15%が農用地です。背後には緑豊かな国定公園那岐山があり、その山麓から緩やかに南に向かって扇状形に広がる丘陵地帯は農用地として利用されています。

河川は、中国山地の那岐連峰から流下する急流河川で、吉井川水系の一級河川が 8 河川、準用河川が 32 河川あります。

交通網は、東西を走る国道 53 号線、南北に走る主要地方道美作奈義線、一般県道石生奈義線、行方勝田線があります。



図 1-5-1 位置図

2)人口および世帯数

本町の人口は年々減少傾向にあり、令和2年の国勢調査の人口は5,578人で、平成27年度と比べ328人(約5.6%)減少しています。

表 1-5-1 人口の推移

年次	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口(人)	6,690	6,475	6,085	5,906	5,578

(資料)岡山県庁ホームページ(統計分析課)公表データ

また、令和2年の国勢調査の世帯数は1,942世帯で、1世帯当たりの人員は2.87人となり、岡山県全体の値(2.36人/世帯)と比較すると、やや高い状況です。

表 1-5-2 世帯数の状況等

人 口			総世帯数 (世帯)	1世帯当 り人員 (人/世帯)	面 積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
男 (人)	女 (人)	計 (人)				
2,788	2,790	5,578	1,942	2.87	69.52	80

(資料)岡山県庁ホームページ(統計分析課)公表データ

面積は「2018年(平成30年)全国都道府県市区町村別面積調」

第2章 ごみ処理の現状

1. ごみ排出量および処理の実績

ごみ排出量および処理の実績について整理したものを以下にまとめました。

(ごみ排出量および処理の実績)

○家庭系ごみ量

年間の家庭系ごみ量は、平成 28 年度が 1,383t、令和 2 年度が 1,513tであり、増加しています。また、1 日 1 人当たりの排出量(資源ごみ含む)についても、平成 28 年度が 621.2g、令和 2 年度が 721.7gと増加しています。

○事業系ごみ量

年間の事業系ごみ量は、平成 28 年度が 75t、令和 2 年度が 82tであり、増加しています。

○集団回収量

年間の集団回収量は、令和 28 年度が 172t、令和元年度が 58tであり大きく減少しています。なお、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、集団回収は実施されていません。

○ごみ総排出量(家庭系+事業系+集団回収)

年間のごみ総排出量は、平成 28 年度が 1,630t、令和 2 年度が 1,595tであり、減少しています。また、1 日 1 人当たりの排出量(資源ごみ含む)については、平成 28 年度が 732.1g、令和 2 年度が 760.8gと増加しています。

○リサイクル率

リサイクル率については、平成 28 年度が 24.1%、令和 2 年度が 12.3%であり、減少しています。

○最終処分率

最終処分率については、ゼロを維持しています。

表 2-1-1 ごみ排出量実績

		単位	H28	H29	H30	R1	R2	
行政区域内人口		人	6,100	5,896	5,835	5,787	5,744	
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	1,218	1,208	1,167	1,212	1,283
		不燃ごみ	t/年	28	33	32	27	32
		資源ごみ	t/年	117	124	101	78	82
		粗大ごみ	t/年	0	21	23	25	49
		計	t/年	1,363	1,386	1,323	1,342	1,446
	直搬ごみ	可燃ごみ	t/年	5	16	14	14	19
		不燃ごみ	t/年	4	1	1	1	1
		資源ごみ	t/年	3	2	1	2	2
		粗大ごみ	t/年	8	13	19	25	45
		計	t/年	20	32	35	42	67
事業系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	53	45	47	41	40
		不燃ごみ	t/年	1	0	0	0	0
		資源ごみ	t/年	0	1	0	0	0
		粗大ごみ	t/年	21	0	0	1	0
		計	t/年	75	46	47	42	40
	直搬ごみ	可燃ごみ	t/年	0	34	36	35	41
		不燃ごみ	t/年	0	0	1	0	0
		資源ごみ	t/年	0	0	3	0	0
		粗大ごみ	t/年	0	1	0	1	1
		計	t/年	0	35	40	36	42
排出量	家庭系ごみ計	t/年	1,383	1,418	1,358	1,384	1,513	
	(資源ごみ含む)	g/人・日	621.2	658.9	637.6	655.2	721.7	
	(資源ごみ除く)	kg/人	567	600	590	617	682	
	事業系ごみ計	t/年	75	81	87	78	82	
	(資源ごみ含む)	t/日	0.21	0.22	0.24	0.21	0.23	
	(資源ごみ除く)	t/日	0.21	0.22	0.23	0.21	0.23	
	計(家庭系+事業系)	t/年	1,458	1,499	1,445	1,462	1,595	
(資源ごみ含む)	g/人・日	654.8	696.5	678.5	692.2	760.8		
集団回収	紙類	t/年	142	61	54	53	0	
	金属類	t/年	22	0	0	0	0	
	布	t/年	8	5	5	5	0	
	計	t/年	172	66	59	58	0	
		g/人・日	77.3	30.7	27.7	27.5	0.0	
総排出量 (家庭系+事業系+集団回収)		t/年	1,630	1,565	1,504	1,520	1,595	
		t/日	4.47	4.29	4.12	4.16	4.37	
		g/人・日	732.1	727.2	706.2	719.6	760.8	

※1: 表中の値は端数処理のため、合計一致しない場合があります。

表 2-1-2 ごみ処理実績

		単位	H28	H29	H30	R1	R2
種類別内訳	可燃ごみ	t / 年	1,276	1,303	1,264	1,302	1,383
	不燃ごみ	t / 年	33	34	34	28	33
	資源ごみ	t / 年	120	127	105	80	84
	粗大ごみ	t / 年	29	35	42	52	95
	合計	t / 年	1,458	1,499	1,445	1,462	1,595
搬入内訳	焼却施設	t / 年	1,396	1,434	1,363	1,413	1,543
	資源化施設	t / 年	30	39	28	25	22
	ガラス類	t / 年	30	39	28	25	22
	燃料化施設	t / 年	20	18	45	16	19
	容リプラ	t / 年	20	18	45	16	19
	直接資源化	t / 年	6	8	9	8	11
	ペットボトル	t / 年	6	8	9	8	8
	家電4品目	t / 年	0	0	0	0	3
	合計	t / 年	1,452	1,499	1,445	1,462	1,595
	処理内訳	焼却処理+資源化	t / 年	1,396	1,434	1,363	1,413
焼却処理		t / 年	1,365	1,355	1,311	1,380	1,510
減量化量		t / 年	1,265	1,246	1,206	1,273	1,399
資源化		t / 年	31	79	52	33	33
紙類		t / 年	8	57	38	22	21
金属類		t / 年	21	20	12	8	7
ガラス類		t / 年	1	1	1	1	4
ペットボトル		t / 年	1	1	1	1	1
容リプラ		t / 年	0	0	0	1	0
布		t / 年	0	0	0	0	0
プラスチック類		t / 年	0	0	0	0	0
焼却灰		t / 年	100	109	105	107	111
焼却灰のセメント原料化量		t / 年	100	109	105	107	111
焼却不燃残渣		t / 年	0	0	0	0	0
資源化		t / 年	392	319	298	247	196
中間処理後資源化		t / 年	212	245	230	181	185
直接資源化		t / 年	8	8	9	8	11
集団回収	t / 年	172	66	59	58	0	
埋立	t / 年	0	0	0	0	0	

リサイクル率(対総排出量の割合)	24.1%	20.4%	19.8%	16.3%	12.3%
最終処分率(対総排出量の割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※1: 表中の値は端数処理のため、合計一致しない場合があります。

2. ごみ減量化等の達成状況

平成 29 年 3 月（平成 28 年度）に策定した奈義町一般廃棄物処理基本計画で設定したごみの減量化に関する指標およびその達成状況（見込み）を以下にまとめました。

（ごみ減量化等の達成状況）

○ごみ減量化の目標

ごみ排出量については、令和 3 年度の 1 人 1 日当たり排出量を、557.4g とすることを目標としていますが、令和 2 年度で 760.8g であり目標達成は難しい状況です。

○資源化の目標

資源化については、令和 3 年度のリサイクル率を 30% に向上させることを目標としていますが、集団回収が行われている令和元年度で 16.3% であり目標達成は難しい状況です。

○最終処分目標

最終処分については、令和 3 年度最終処分率を 2% 以下にすることを目標としていますが、平成 28 年度以降 0% を維持しており、達成が見込まれます。

3. 国および県のごみ処理行政の動向

1) 循環型社会形成推進基本法・循環型社会形成推進基本計画

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するため、平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」が公布され、平成13年1月に施行されました。

この法律では、対象物を有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して「循環資源」としてとらえ直し、その適正な循環的利用（再使用、再利用、熱回収）を図るべきこと、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り提言される社会」である「循環型社会」を実現することとしています。

また、同法では、政府において循環型社会の形成に関する基本的な計画として、循環型社会形成推進基本計画を策定することを規定しています。この計画は、循環型社会の形成に関する政策の総合的、計画的な推進を図るための中心的な仕組みとなるものであり、平成30年6月に閣議決定した第四次の循環型社会形成推進基本計画では、国の取組みの基本的な方向や一般廃棄物の減量化に関する数値目標を次のとおりとしています。

表 2-3-1 第四次循環型社会形成推進基本計画における一般廃棄物の減量化目標

指 標		令和7年度 (2025年度)目標
一般廃棄物の減量化	1人1日当たりのごみ排出量 (計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量)	850グラムに削減
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	家庭からの1人1日当たりごみ排出量 (集団回収量、資源ごみ等を除く)	440グラムに削減
事業系ごみ排出量	事業系ごみの総量	1,100万トンに削減

(第四次循環型社会形成推進基本計画における一般廃棄物の減量化目標)

①リサイクルするものも含めて一般廃棄物の排出抑制の進展度合いを相対的に測る指標として、1人1日当たりのごみ排出量(計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量)を令和7年度(2025年度)までに約850グラムとすることを目標とする。

【参考】平成28年度 約925グラム、令和元年度 約918グラム

②1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

国民のごみ減量化への努力や分別収集の努力をあらわす代表的な指標として、集団回収量、資源ごみ等を除いた、家庭からの1人1日当たりのごみ排出量を令和7年度(2025年度)までに約440グラムとすることを目標とする。

【参考】平成28年度 約647グラム、令和元年度 約642グラム

③事業系ごみ排出量

事業者の一般廃棄物の減量化への努力や分別収集の努力をあらわす代表的な指標として、事業系ごみの「総量」について令和7年度(2025年度)までに約1,100万トンとすることを目標とする。

【参考】平成28年度 約1,299万トン、令和元年度 約1,302万トン

2) 廃棄物処理法の基本方針

平成13年5月に環境大臣は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(基本方針)を決定し公表しています。その中で、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制および適正な循環的な利用を徹底した上で、なお適正な循環的な利用が行われないようなものについては、適正な処分を確保すること等を定めています。

平成28年12月に改正された基本方針では、一般廃棄物の減量化の目標を令和2年度(平成32年度)としていましたが、方針内容に大幅な変更の必要性がないことから改定は行われませんでした。なお、各都道府県において廃棄物の処理および清掃に関する法律(昭和45年法律137号)第5条の5の規定に基づく都道府県廃棄物処理計画の改定を実施する際に参考とする数値目標は次の通りです。

表 2-3-2 廃棄物処理法基本方針における一般廃棄物の減量化の目標

指 針	令和7年度(2025年度)目標値
総 排 出 量	3,800万トンまで削減
再生利用率	一般廃棄物の出口側の循環利用率を約28%削減
最終処分量	320万トンまで削減

3)岡山県の計画 第5次岡山県廃棄物処理計画

これまで岡山県では、「循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築」と「廃棄物の削減による環境への負荷の低減」を基本理念におき、廃棄物処理法および国が定める基本方針に基づいて、平成 29 (2017) 年 3 月に第 4 次岡山県廃棄物処理計画 (平成 28 (2016) ~令和 2 (2020) 年度) (以下「第 4 次計画」という。) を策定し、県内における廃棄物の減量化、リサイクルおよび適正処理に関する施策を展開してきました。

令和 3 年度に策定予定の「第 5 次岡山県廃棄物処理計画 (素案)」では、国際社会全体の目標である SDG s の視点を踏まえながら、さらに持続可能で循環型の社会への形成を加速化していくことを目指し、計画の副題を「スイッチ！さらに持続可能な循環型社会に向かって」としています。新たな計画期間 (令和 3 (2021) ~7 (2025) 年度) における岡山県の廃棄物・資源循環に関する行政の基本理念と方針は以下のとおりです。

① 基本理念

- ・ 循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築
- ・ 廃棄物の削減による環境への負荷の低減

② 基本方針

- ・ 排出者の責務の徹底・強化
- ・ 排出抑制と循環的利用の推進
- ・ 適正処理の推進
- ・ 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進
- ・ 廃棄物情報の共有化と相互理解
- ・ 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理等への備え

また、岡山県では、以下の数値目標を設定しています。

表 2-3-3 岡山県のごみの減量化目標

項目	年度	実績		予測値	目標値等
		H27	R1	R7	R7
1人1日当たり排出量	g/人・日	991.3	1,002.3	1,011.7	935.0
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	g/人・日	519.0	512.1	510.7	477.0
リサイクル率	%	18.5	19.6	20.7	23.1
最終処分量	t/日	93.0	82.9	81.5	64.1
排出抑制・資源化率	%	95.6	96.1	96.2	97.0

第3章 ごみ排出量および処理量の見込み

1. 人口の将来予測

将来人口については、「奈義町まちづくり総合計画 奈義町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020(R2).3) に示されている奈義町の人口推計シミュレーションを参考に設定しました。

上位計画等の将来人口と本検討将来人口設定値を比較したものを以下に示します。令和2年度の奈義町の人口推計シミュレーション①～③のうち、住民基本台帳人口(3月31日現在)の実績値と近似しているのは③であることから、推計値は人口推計シミュレーション③を基本としました。なお、人口推計シミュレーションの推計値は5年間隔であるため間隔は均等に増減するように補間しました。

表 3-1-1 上位計画等の将来人口と本検討将来人口設定値

西暦 (年度)	和暦 (年度)	奈義町の人口推計 シミュレーション※			住民基本 台帳人口 3.31	本検討 将来人口 設定値	前年差	備考
		①	②	③				
2015	H27	5,906	5,906	5,906				
2016	H28				6,100			
2017	H29				5,896		-204	
2018	H30				5,835		-61	
2019	R1				5,787		-48	
2020	R2	5,482	5,504	5,731	5,744		-43	
2021	R3					5,709	-35	
2022	R4					5,673	-36	
2023	R5					5,638	-35	
2024	R6					5,602	-36	
2025	R7	5,096	5,137	5,567		5,567	-35	
2026	R8					5,538	-29	
2027	R9					5,509	-29	
2028	R10					5,480	-29	
2029	R11					5,451	-29	
2030	R12	4,735	4,793	5,422		5,422	-29	
2031	R13					5,395	-27	

※「奈義町まちづくり総合計画 奈義町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020(R2).3)より。①～③の定義は以下のとおり。

- ① 社人研推計準拠
- ② 社人研推計準拠+出生率(2.3)の維持
- ③ 社人研推計準拠+出生率(2.3)の維持+移動均衡(社会増減ゼロ)

2. ごみ減量化等の数値目標の設定

循環型社会形成の推進をさらに進めるため、本計画におけるごみ減量化等の数値目標を設定しました。目標設定に当たっては、第5次岡山県廃棄物処理計画の目標値の設定方法を参考に実績を考慮し現実的な目標値に見直しました。中間目標年次（令和8年度）と計画目標年次（令和13年度）における目標を定めました。

（ごみ減量化等の数値目標の設定）

○ごみ排出量(1人1日当たり排出量)

- 令和13年度の1人1日当たりのごみ排出量の目標値を 709.0g/人・日とします。

	R2(実績)	R4(計画初年)	R8(中間目標)	R13(計画目標)
ごみ排出量 (対R2削減率)	760.8g/人・日	755.3 g/人・日 (0.7%削減)	734.4 g/人・日 (3.5%削減)	709.0 g/人・日 (6.8%削減)

※ ごみ総排出量(家庭系+事業系+集団回収)÷人口÷年間日数。

○リサイクル率

- 令和13年度のリサイクル率を 18.8%まで向上させます。

	R1(実績)	R4(計画初年)	R8(中間目標)	R13(計画目標)
リサイクル率 (対R2増加率)	12.3%	16.1% (3.8%)	17.9% (5.6%)	18.8% (6.5%)

※ リサイクル率は総排出量に対する最終処分量の割合としています。

○最終処分率

- 最終処分率ゼロを計画目標年次まで維持します。

	R2(実績)	R4(計画初年)	R8(中間目標)	R13(計画目標)
最終処分率	0%	0%	0%	0%

※ 最終処分率は総排出量に対する最終処分量の割合としています。

表 3-2-1 ごみ排出量の将来予測結果(排出抑制および資源化の促進)

		単位	R2 実績	R4 計画初年	R8 中間目標	R13 計画目標	
行政区域内人口		人	5,744	5,673	5,538	5,395	
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	1,283	1,199	1,105	1,021
		不燃ごみ	t/年	32	30	28	26
		資源ごみ	t/年	82	87	110	116
		粗大ごみ	t/年	49	46	44	41
		計	t/年	1,446	1,362	1,287	1,204
	直搬ごみ	可燃ごみ	t/年	19	17	17	16
		不燃ごみ	t/年	1	1	1	1
		資源ごみ	t/年	2	2	2	2
		粗大ごみ	t/年	45	43	40	37
		計	t/年	67	63	60	56
事業系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	40	40	40	40
		不燃ごみ	t/年	0	0	0	0
		資源ごみ	t/年	0	0	0	0
		粗大ごみ	t/年	0	0	0	0
		計	t/年	40	40	40	40
	直搬ごみ	可燃ごみ	t/年	41	41	41	41
		不燃ごみ	t/年	0	0	0	0
		資源ごみ	t/年	0	0	0	0
		粗大ごみ	t/年	1	1	1	1
		計	t/年	42	42	42	42
排出量	家庭系ごみ計	t/年	1,513	1,425	1,347	1,260	
	(資源ごみ含む)	g/人・日	721.7	688.2	666.4	639.9	
	(資源ごみ除く)	g/人・日	682	645	611	580	
	事業系ごみ計	t/年	82	82	82	82	
	(資源ごみ含む)	t/日	0.23	0.23	0.23	0.23	
	(資源ごみ除く)	t/日	0.23	0.23	0.23	0.23	
計(家庭系+事業系)	t/年	1,595	1,507	1,429	1,342		
(資源ごみ含む)	g/人・日	760.8	727.8	706.9	681.5		
集団回収	紙類	t/年	53	52	51	49	
	金属類	t/年	0	0	0	0	
	布	t/年	5	5	5	5	
	計	t/年	0	57	56	54	
		g/人・日	0.0	27.5	27.5	27.5	
総排出量 (家庭系+事業系+集団回収)		t/年	1,595	1,564	1,485	1,396	
		t/日	4.37	4.28	4.07	3.82	
		g/人・日	760.8	755.3	734.4	709.0	

※1:表中の値は端数処理のため、合計一致しない場合があります。

表 3-2-2 ごみ処理量の将来予測結果(排出抑制および資源化の促進)

		単位	R2 実績	R4 計画初年	R8 中間目標	R13 計画目標
種類別内訳	可燃ごみ	t/年	1,383	1,297	1,203	1,118
	不燃ごみ	t/年	33	31	29	27
	資源ごみ	t/年	84	89	112	118
	粗大ごみ	t/年	95	90	85	79
	合計	t/年	1,595	1,507	1,429	1,342
搬入内訳	焼却施設	t/年	1,543	1,452	1,360	1,269
	資源化施設	t/年	22	23	29	31
	ガラス類	t/年	22	23	29	31
	燃料化施設	t/年	19	20	25	27
	容リプラ	t/年	19	20	25	27
	直接資源化	t/年	11	12	15	15
	ペットボトル	t/年	8	9	11	11
	家電4品目	t/年	3	3	4	4
	合計	t/年	1,595	1,507	1,429	1,342
	処理内訳	焼却処理+資源化	t/年	1,543	1,452	1,360
焼却処理		t/年	1,510	1,417	1,316	1,223
減量化量		t/年	1,399	1,313	1,219	1,133
資源化		t/年	33	35	44	46
紙類		t/年	21	22	27	29
金属類		t/年	7	8	11	11
ガラス類		t/年	4	4	5	5
ペットボトル		t/年	1	1	1	1
容リプラ		t/年	0	0	0	0
布		t/年	0	0	0	0
プラスチック類		t/年	0	0	0	0
焼却灰		t/年	111	104	97	90
焼却灰のセメント原料化量		t/年	111	104	97	90
焼却不燃残渣		t/年	0	0	0	0
資源化		t/年	196	251	266	263
中間処理後資源化		t/年	185	182	195	194
直接資源化		t/年	11	12	15	15
集団回収		t/年	0	57	56	54
埋立		t/年	0	0	0	0
リサイクル率(対総排出量の割合)			12.3%	16.1%	17.9%	18.8%
最終処分率(対総排出量の割合)			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※1: 表中の値は端数処理のため、合計一致しない場合があります。

3. 目標達成時の将来ごみ量

行政（組合・町）、住民、事業者の連携により、ごみの減量化、資源化の目標が達成された場合の将来のごみ量（ごみ処理の流れ）は、次のようになります。

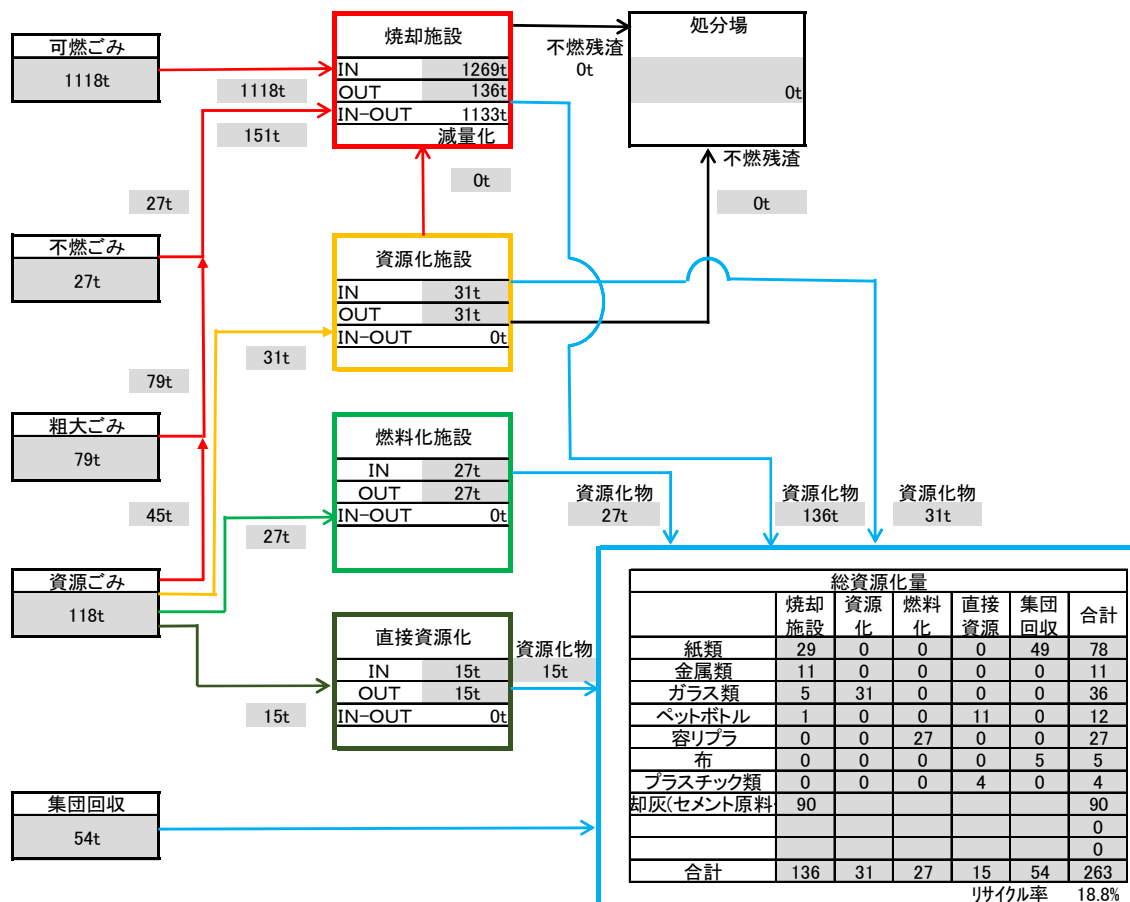


図 3-3-1 ごみ減量化等の数値目標達成時のごみ量（ごみ処理の流れ）

第4章 ごみ処理基本計画

1. 基本方針

本町における循環型社会形成推進を目的として、生活環境の保全や環境負荷低減に配慮したごみの適正な処理に向けての基本方針を次のように定めます。

住民・事業者・行政（町・津山圏域資源循環施設組合）は、循環型社会形成という目標に向け、それぞれの果たす役割と責任を自覚し、以下の取組みを行っていくこととします。

1)ごみ減量化の推進

ごみ問題を解決するためには、出口対策（リサイクル、適正処理等）に加えて、入口対策（排出抑制）が重要であることから、3Rのうちリサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）を重視したごみ減量行動などに町全体で取組み、ごみの排出抑制を進めて行くこととします。

2)資源再利用の推進

排出されるごみに関しては、資源ごみの分別収集の徹底、集団回収活動やそれらの取組みに対する支援、搬入ごみからの資源回収に努めることにより、町として資源再利用を推進していくこととします。

3)環境の保全

ごみの排出から、収集・運搬、中間処理および最終処分に至るまでの全ての過程において、生活環境の保全および環境負荷の低減に努めることとします。

2. ごみの処理体制

1) ごみの処理主体

ごみの処理主体は、次のとおりです。

収集・運搬は、家庭系ごみについては町が直営で実施し、事業系ごみについては排出者自ら町が設置する中継場所又は直接中間処理施設に持ち込む（直接搬入）ものとします。中間処理および最終処分は、津山圏域資源循環施設組合が主体となって実施します。

表 4-2-1 ごみの主体処理

区分	種類	実施主体	運営形態
収集・運搬	可燃ごみ	町	直営
	不燃ごみ	町	
	資源ごみ	町	
	プラスチック 容器包装	町	
	粗大ごみ	町	
	事業系ごみ	排出者	
	中間処理	可燃ごみ	津山圏域資源循環施設組合
不燃ごみ			
資源ごみ			
プラスチック 容器包装			
粗大ごみ			
最終処分		津山圏域資源循環施設組合	直営

2)ごみ処理体系

ごみの処理体系は、次のとおりです。

可燃ごみは、熱回収施設で焼却するとともに、その焼却で発生した熱でサーマルリサイクル（発電）を図り、焼却灰（主灰、飛灰）についてもセメント原料化を行います。

不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ・プラスチック製容器包装などはリサイクル施設で破碎・選別・圧縮・梱包等の処理を行い、資源物を回収します。また、ここで発生する可燃残渣は焼却処理し、不燃残渣が発生する場合には最終処分場で埋め立て処分を行います。

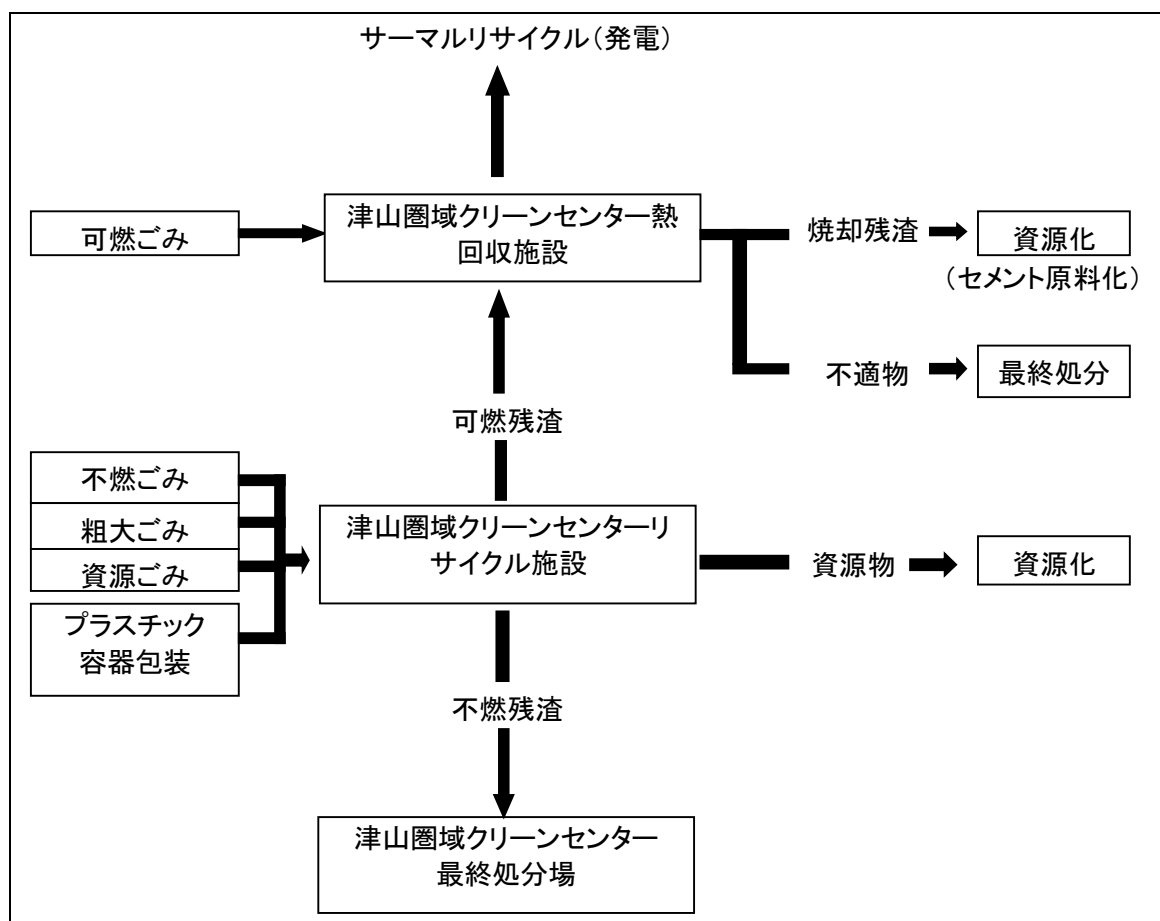


図 4-2-1 ごみ処理体系

3)ごみ処理施設

津山圏域資源循環施設組合の中間処理施設（熱回収施設、リサイクル施設）および最終処分場の概要は、次のとおりです。

表 4-2-2 熱回収施設(中間処理施設)の概要

施 設 名	津山圏域クリーンセンター	
施 設 所 管	津山圏域資源循環施設組合	
所 在 地	津山市領家 1446 番地	
建 設 年 度	平成 24 年度～平成 27 年度	
稼 働 開 始	平成 28 年 3 月	
熱 回 収 施 設	処 理 能 力	128t/日(64t/日×2 炉)
	処 理 対 象 物	可燃ごみ
	燃 焼 設 備	前連続ストーカー式焼却炉
	余 熱 利 用	発電

表 4-2-3 リサイクル施設(中間処理施設)の概要

施 設 名	津山圏域クリーンセンター	
施 設 所 管	津山圏域資源循環施設組合	
所 在 地	津山市領家 1446 番地	
建 設 年 度	平成 24 年度～平成 27 年度	
稼 働 開 始	平成 28 年 3 月	
リ サ イ ク ル 施 設	処 理 能 力	38t/日(1日5時間運転)
	処 理 対 象 物	粗大ごみ、不燃ごみ、古紙類(古布類含む)、缶類、びん類、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装、蛍光灯、乾電池等
	処 理 方 式	磁力選別、粒度選別、風力選別、アルミ選別、手選別

表 4-2-4 最終処分場の概要

施設名	津山圏域クリーンセンター	
施設所管	津山圏域資源循環施設組合	
所在地	津山市領家 1411 番地 1	
建設年度	平成 24 年度～平成 27 年度	
稼働開始	平成 28 年 1 月	
埋立処分場	埋立面積	2,530 m ²
	埋立容量	30,000 m ³
	埋立対象物	不燃残渣、資源化不適物、公共ごみ
	埋立方法	サンドイッチ工法・準好気性埋立構造
浸出水処理施設	処理能力	6.0 m ³ /日
	処理方式	pH調整・消毒、下水道放流

3. ごみの排出抑制および資源化のための方策

循環型社会の形成に向け、ごみの排出量を抑制し、再資源化を推進していくためには住民、事業者、行政が同じ意識を持って、それぞれが適切な役割分担の下で取り組んでいくことが重要と考えられます。

1) 住民の役割

住民は、商品購入に当たっては、容器包装廃棄物の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品および再生品の選択に努めるとともに、商品の使用に当たっては、なるべく長期間使用することに努めることで、ごみの排出抑制に取り組むものとします。

また、ごみの排出に当たっては、町が設定する分別区分に応じて分別排出することにより、行政による適正処理に対する取り組みに協力するとともに、各種リサイクル法に基づく使用済み製品の引き渡しやリサイクル料金の負担など、事業者が法令に基づいて行なう措置に協力するものとします。

2) 事業者の役割

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければいけないことから、原材料の選択の工夫、再生利用を行うこととうにより、排出する廃棄物の抑制に努めるものとします。その上で、処分しなければならない廃棄物について、適正な処理を行うこととします。

また、事業者は、容器包装の簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品の製造・販売、必要な情報の提供等に努めることにより、消費者が環境に配慮した消費活動が実践できるよう支援するものとします。

3) 行政の役割

行政は、自らごみの減量化と資源の再利用を率先して行うことはもちろんのこと、圏域内におけるごみ排出抑制に関し、適切な普及啓発、情報提供や環境教育等を行うことにより、住民の自主的な取り組みを促進するとともに、分別収集の推進と適正な処理に努めるものとします。

以下に、本町におけるごみの排出抑制、再資源化に関する取組に向けた住民、事業者、行政の行動を示します。

① 普及啓発、情報提供および環境教育の充実

広報紙やホームページなどの媒体だけでなく、施設見学やイベント等の機会を捉え、

町内のごみの現状や問題点等についての情報を正確に伝え、住民一人ひとりのごみの排出抑制や再資源化に向けた自主的な活動を促していきます。

また、ごみや環境に関する問題を身近な課題として理解してもらうため、小学校等における環境教育の充実を図るとともに、ごみや環境に関する生涯学習の機会の増加、内容の充実を図ります。

【行動の例】

<住民>

- ・行政等が主催するイベント、講座等に積極的に参加します。
- ・作るとき、使うとき、捨てるときのことを考えるなど、一人ひとりの意識改革を図ります。

<事業者>

- ・環境への影響を低減する商品、サービスなどの環境情報を積極的にPRします。
- ・従業員に対して環境教育を実施し、意識向上を図ります。

<行政>

- ・ごみの分別方法、リサイクルの実施状況や先進的な取組み等に係るきめ細かい情報を提供します。
- ・小中学校や地域における環境学習を支援するため、出前講座の充実を図ります。

②家庭系ごみの発生抑制

レジ袋など、すぐに不要になるものは持ち込まない、購入した製品は長く大切に使うといったライフスタイルの転換により、ごみになる可能性のあるもの自体の発生抑制を推進します。また、商品の購入・消費の段階からごみの排出者としての立場と責任を自覚し、ごみになりにくい商品や再生品の選択や、資源回収に参加・協力するなど、意識向上に努めます。

【行動の例】

<住民>

- ・過剰包装の商品は購入せず、包装が必要な場合はできるだけ簡素なものを選びます。
- ・購入する際は本当に必要なものであるかどうか、また、使用後のリサイクル、分別のことを考慮し、ごみとして出さない物を購入します。

<事業者>

- ・設計、製造においても分別、リサイクル可能な商品づくりをします。
- ・適正包装に留意し、多重包装を避けます。

<行政>

- ・マイバック運動の推進を積極的にPRします。
- ・不用品交換の場を提供する等、リサイクルが推進される環境の整備をします。

③事業系ごみの発生抑制

事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、法で定められた廃棄物（産業廃棄物）との分別を徹底します。また、一般廃棄物に該当するものは、発生抑制を推進します。

【行動の例】

<事業者>

- ・包装や容器などはリサイクルしやすい原材料や商品を仕入れます。
- ・毎日廃棄物の重さを計る等、減量意識を高めるとともに、収集を業者に委託する場合は、分別して収集されるよう努めます。

<行政>

- ・事業系の資源物のリサイクルが促進されるような支援策の充実を図ります。
- ・商工団体や地域の協議会、組合、連合会等と連携して情報提供や活動を行います。

④再資源化の推進

資源化可能なものは経済的に許される範囲で可能な限り資源化を図れるよう、自主的なリサイクルルートの確立を推進・支援していきます。

【行動の例】

<住民>

- ・町内、集落、学区など地域のネットワークを活かし、リサイクルに取り組む。
- ・リサイクルについて十分理解し、資源ごみは資源として分別してリサイクルに回し、ごみとしないよう努めます。

<事業者>

- ・企業でリサイクルのためのルートを整備し、リサイクルを図ります。
- ・種類ごとに資源回収箱を設置し、消費者に販売した資源製品を改修する等、企業のイメージアップにつながるようなリサイクルを進めます。

<行政>

- ・小中学校や地域に資源物の集団回収を呼びかけるとともに、資源回収が取り組みやすい仕組み・環境を整えます。
- ・リサイクル活動を推進する企業や住民団体に対しての奨励策や支援策の充実を図ります。

4. 収集・運搬計画

1) 収集・運搬計画

ごみの収集運搬については、従来どおり町が主体となって、収集・運搬計画（一般廃棄物処理基本計画・実施計画）に基づいて行います。

2) 分別して収集するものとしたごみの種類および分別区分

分別収集するごみの種類および分別の区分については、津山圏域資源循環施設組合との調整によるごみ処理方針に基づき、当面は下表のとおり実施していくこととします。

また、技術の進歩等によるごみ処理や資源化の動向を見極め必要な対応を行うものとします。

表 4-4-1 ごみの分別区分

ごみの種類・分別区分		主な品目	排出容器等
家庭系 ごみ	可燃ごみ	台所ごみ、紙くず、布くず、木くず、 灰、ゴム製品、皮革類、プラスチック製品、 汚れたプラスチック容器、ペットボトルなど	指定袋
	不燃ごみ	ガラス類、陶磁器類、金属類	指定袋
		危険ごみ(刃物類、割れたガラス、陶器、ラ イターなど)	別袋に入れて不燃 ごみ袋へ
	プラスチック容 器包装	プラスチック製の容器包装	指定袋
	資源ごみ	缶類(アルミ缶、スチール缶、その他)	コンテナ
		ビン類(無色、茶色、その他)	
		ペットボトル	
		布類(古着)	(紙類は、ひもで縛 る)
紙類、(包装紙、紙パック、空箱、紙袋、新 聞紙、チラシ、雑誌、段ボールなど)			
蛍光灯、乾電池、体温計(水銀)			
粗大ごみ	家電類、家具類、厨房用品類、乗り物類、 (一斗缶(18ℓ缶)に入らない大きさ、又は不 燃ごみの袋に入らないもの)		
事業系ごみ	紙くず、木くず、繊維くず、食品残渣で産業 廃棄物以外のもの リサイクルできない粗大ごみ		

(注) 組合では、クリーンセンターでのごみ処理を適正かつ円滑に行うため、有害性のあるもの、引火性のあるもの、処理が困難なもの、個別リサイクル法で規定される対象品目、法律で定める産業廃棄物等については、「受け入れできないごみ」として施設への受け入れを制限する。

5. ごみ処理計画

中間処理および最終処分は、津山圏域資源循環施設組合が主体となって、津山圏域クリーンセンターの中間処理施設（熱回収施設、リサイクル施設）および最終処分場で行います。

6. その他

1)不適正処理の防止

野焼きなどの不適正処理を防止することは、良好な生活環境の維持や環境への負荷を低減するための重要な課題です。啓発活動の実施により、住民、事業者の意識改革に努めます。

- ・廃棄物の野焼きなどの禁止について、住民や事業者に対する普及、啓発活動を推進し、不適正処理の防止に努めます。

2)不法投棄の防止

ごみの不法投棄を防止するため、不法投棄パトロールや監視カメラの設置などを行い、監視体制の強化を図ります。

- ・不法投棄が多い箇所を中心に、不法投棄パトロールの実施や監視カメラの設置を行います。
- ・県や警察など関係機関と連携して、原因者の究明を行い、原因者に対しては現状回復について、強く指導していきます。

3)災害時の廃棄物処理

地震や水害などの大規模災害発生時には、一時的に大量の災害廃棄物が発生することが想定されるため、次のような対応を進めます。

- ・本町で発生した災害廃棄物は、津山圏域資源循環施設組合と連携して実施することを基本とします。
- ・災害発生時をはじめとした非常時に備えて、構成市町と連携し、県や周辺自治体との連携体制・相互支援体制を構築します。

4)医療廃棄物の扱い

一般家庭から排出される在宅医療廃棄物については、医療機関等と連携を図り対応していきます。

第5章 生活排水処理の現状

1. 生活排水処理形態別人口およびし尿等排出量の実績

生活排水処理形態別人口の実績は、次のとおりです。令和2年度の汚水衛生処理率は80.9%向上しています。し尿は減少、浄化槽汚泥は増加傾向にあります。

表 5-1-1 生活排水処理形態別人口およびし尿等排出量の実績

		年度	単位	H28	H29	H30	R1	R2	
生活排水処理形態別人口	公共下水道人口		人	3,549	3,378	3,363	3,408	3,459	
	集落排水処理施設人口			0	0	0	0	0	
	コミュニティ・プラント人口			0	0	0	0	0	
	浄化槽人口(合併浄化)			1,160	1,144	1,113	1,108	1,188	
		下水道処理区域内		216	206	202	202	205	
		浄化槽処理区域内		944	938	911	906	983	
	みなし浄化槽人口(単独浄化)			197	194	192	179	177	
		下水道処理区域内		116	111	111	107	110	
		浄化槽処理区域内		81	83	81	72	67	
	し尿収集人口			1,194	1,180	1,167	1,092	920	
		下水道処理区域内		776	780	775	717	553	
		浄化槽処理区域内		418	400	392	375	367	
	自家処理人口			0	0	0	0	0	
	合計			6,100	5,896	5,835	5,787	5,744	
汚水衛生処理率			-	77.2%	76.7%	76.7%	78.0%	80.9%	
し尿等排出量	年間量	し尿	kL/日	1,049	953	855	603	351	
		浄化槽汚泥		1,397	1,329	1,410	1,653	1,896	
		合計		2,446	2,282	2,265	2,256	2,247	
	1日量	し尿		kL/日	2.87	2.61	2.34	1.65	0.96
		浄化槽汚泥			3.83	3.64	3.86	4.52	5.19
		合計			6.70	6.25	6.20	6.17	6.15
	原単位	し尿		L/人・日	2.41	2.21	2.01	1.51	1.05
		浄化槽汚泥			2.82	2.72	2.96	3.52	3.81
	年間日数の設定			日	365	365	365	366	365

※1 「合併浄化」は合併処理浄化槽を略したもの。「単独浄化」は単独処理浄化槽を略したものです。

※2 汚水衛生処理率=(公共下水道+集落排水処理施設+コミュニティプラント+浄化槽)÷行政区内人口

第6章 生活排水処理形態別人口およびし尿等排出量の見込み

1. 生活排水処理形態別人口およびし尿等排出量の見込み

生活排水処理形態別人口およびし尿等排出量の見込みは次のとおりです。

行政区域内の将来人口はごみ処理基本計画と同様の数値を用いました。また、生活排水処理施設の整備計画や実績値をもとに推計を行いました。

表 6-1-1 生活排水処理形態別人口およびし尿等排出量の見込み

		年度	R2 実績	2022 計画初年	2026 中間目標	2031 計画目標	
生活排水処理形態別人口	公共下水道	(人)	3,459	3,495	3,566	3,662	
	集落排水処理施設	(人)	0	0	0	0	
	コミュニティ・プラント	(人)	0	0	0	0	
	浄化槽人口(合併浄化槽)	(人)	1,188	1,173	1,143	1,111	
	下水道処理区域内	(人)	205	184	143	95	
	浄化槽処理区域内	(人)	983	989	1,000	1,016	
	みなし浄化槽人口(単独浄化槽)	(人)	177	162	134	100	
	下水道処理区域内	(人)	110	99	77	51	
	浄化槽処理区域内	(人)	67	63	57	49	
	し尿収集人口	(人)	920	843	695	522	
	下水道処理区域内	(人)	553	496	386	256	
	浄化槽処理区域内	(人)	367	347	309	266	
	自家処理人口	(人)	0	0	0	0	
	合計	(人)	5,744	5,673	5,538	5,395	
汚水衛生処理率			80.9%	82.3%	85.0%	88.5%	
収集量	年間量	し尿量	351	323	266	200	
		浄化槽汚泥量	(kL/年)	1,896	1,857	1,776	1,684
		合計		2,247	2,180	2,042	1,884
	1日量	し尿量	(L/日)	0.96	0.88	0.73	0.55
		浄化槽汚泥量		5.19	5.09	4.87	4.61
		合計(A)		6.15	5.97	5.60	5.16
原単位	し尿量	(L/人・日)	1.05	1.05	1.05	1.05	
	浄化槽汚泥量		3.81	3.81	3.81	3.81	

第7章 生活排水処理基本計画

1. 基本方針

生活排水処理の目標については、水質の改善を図ることにとどまらず、螢が飛び交い、魚が泳ぐ澄んだ川の復活を目指すものとします。

基本目標を達成していくため、取り組みの柱となる基本方針を次のとおりとします。

1) 生活排水処理施設の普及・促進

下水道の処理区域内では、施設整備が完了していることから未接続世帯に対して利用推奨や指導を行い、水洗化を促進します。

下水道の処理区域外の地域については、浄化槽の普及促進を図るものとし、みなし理浄化槽やくみ取り便槽を設置している世帯に対し、浄化槽への転換の働きかけを行います。

2) し尿等の適正処理の推進

し尿等の排出量や性状に応じた適正な処理体制の整備を図ります。

2. 生活排水の処理体制

1) 生活排水の処理主体

本町の生活排水処理施設の種類別の処理主体は、次のとおりです。

表 7-2-1 生活排水処理施設の種類別の処理主体

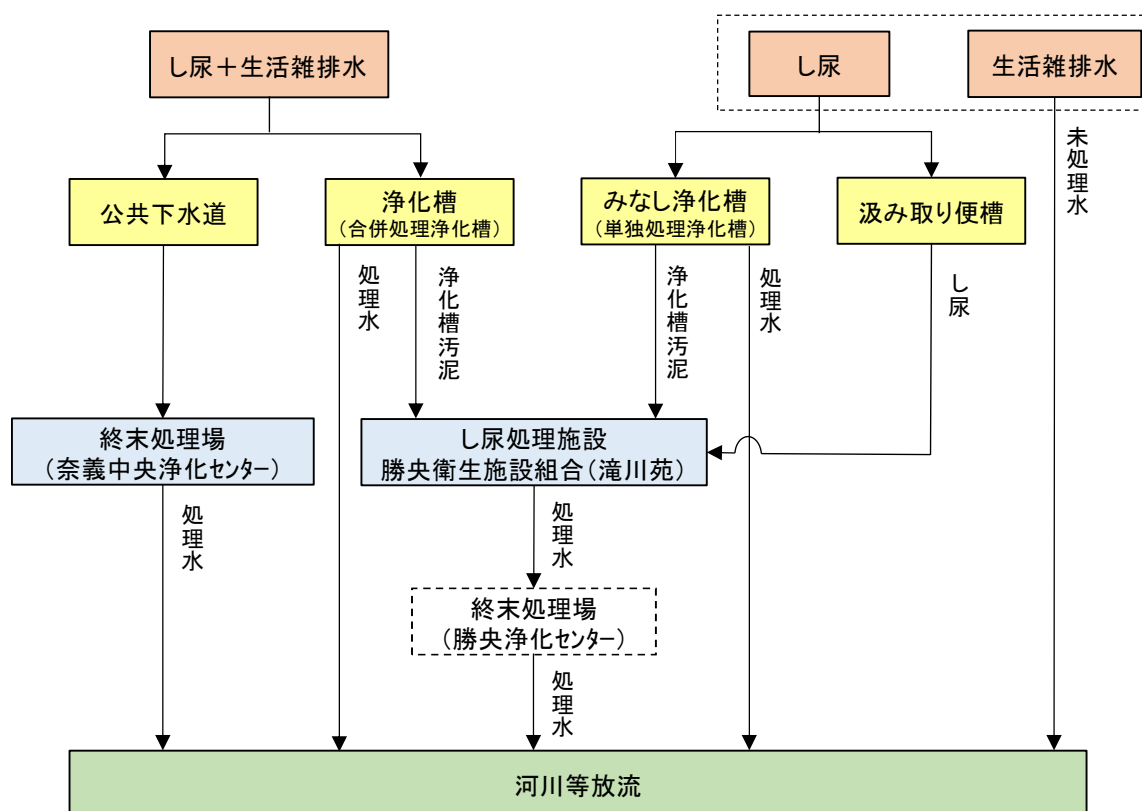
処理施設の種類	対象となる生活排水処理の種類	処理主体
公共下水道	し尿および生活雑排水	奈義町
浄化槽 (合併処理浄化槽)	し尿および生活雑排水	奈義町、個人等
みなし浄化槽 (単独処理浄化槽)	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿および生活雑排水	勝英衛生施設組合

2) 生活排水の処理体系

本町の生活排水処理フローは、次のとおりです。また、汚水処理整備図を次頁に示します。

本町では、公共下水道および浄化槽により生活排水の適正処理を進めています。公共下水道は平成 26 年 3 月をもって全体計画 188ha の面整備を完了しています。

本町管内から発生するし尿および浄化槽汚泥は、組合が管理するし尿処理施設「滝川苑」に搬入され適正に処理されています。



※ 浄化槽法では合併処理浄化槽を「浄化槽」、単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」という。

図 7-2-1 生活排水処理フロー

3)生活排水処理施設等

①公共下水道

本町で整備している公共下水道の終末処理場の概要は、次のとおりです。公共下水道は平成26年3月をもって全体計画188haの面整備を完了しています。

表 7-2-2 下水道終末処理場の概要

項目	概要	
施設名称	奈義中央浄化センター	
事業主体	奈義町	
所在地	奈義町中島東地内	
敷地面積	12,900m ²	
処理方式	オキシデーションディッチ法(OD法)	
処理能力	日最大 3,600m ³ /日 (1,800m ³ /日 × 2 池)	
計画処理区域面積	188ha	
計画処理人口	5,100 人	
流入水質・放流水質	流入水質	放流水質
	BOD (mg/L)	210mg/L
放流先	一級河川 吉井川系 高殿川	

②浄化槽

浄化槽の整備については、次の事業により進めています。

- ・浄化槽設置整備事業（個人の浄化槽の設置に対して補助する事業）
- ・公共浄化槽等整備推進事業（市町村が公共事業として浄化槽を整備する事業）

③し尿処理施設

本町のし尿等を処理しているし尿処理施設の概要は、次のとおりです。

勝英衛生施設組合のし尿処理施設（滝川苑）では、稼働開始からこれまで搬入性状・量の変動にあわせて処理方式を下水道放流方式への変更、また、定期的な整備・補修を行うなど、適切な維持保全に努めてきましたが、稼働開始から45年が経過し老朽化が進んできています。

表 7-2-3 し尿処理施設の概要

施設の名称	勝英衛生施設組合 滝川苑
施設所管	勝英衛生施設組合
施設所在地	勝田郡勝央町小矢田 31-2
供用開始	昭和 51 年 4 月(経過年数 45 年)
処理能力	74kL/日(し尿:60kL/日、浄化槽汚泥:14kL/日)
処理方式	下水道放流方式(前処理+希釈放流)

【位置図】



※地理院タイルを利用しています (URL <http://maps.gsi.go.jp>)。

縮尺:1/2,500



3. 生活排水の処理計画

1) 処理の目標

本町から発生する全ての生活排水を段階的に適正処理することを目標とします。
目標年次に至るまでの汚水衛生処理率と人口の見込みを以下に示します。

表 7-3-1 汚水衛生処理率の見込み

年度	R2	R4	R8	R13
	実績	計画初年	中間目標	計画目標
汚水衛生処理率 ^{※1}	80.9%	82.3%	85.0%	88.5%

※1 汚水衛生処理率 = (公共下水道 + 集落排水処理施設 + コミュニティプラント + 浄化槽) ÷ 行政区域内人口

表 7-3-2 汚水衛生処理人口の見込み

年度	R2	R4	R8	R13
	実績	計画初年	中間目標	計画目標
行政区域内人口	5,744	5,673	5,538	5,395
計画処理区域内人口	5,744	5,673	5,538	5,395
汚水衛生処理人口 ^{※1}	4,647	4,668	4,709	4,773
汚水衛生未処理人口 ^{※2}	1,097	1,005	829	622

※1 公共下水道 + 集落排水処理施設 + コミュニティプラント + 浄化槽の合計

※2 計画処理区域内人口 - 汚水衛生処理人口

2) 生活排水を処理する区域

本町の生活排水を処理する区域は、集合処理施設である公共下水道で処理する区域および個別処理を行う浄化槽で処理する区域とします。

【集合処理区域】

○公共下水道処理区域は、公共下水道の事業計画に基づく区域とします。

【個別処理区域】

○浄化槽で処理する区域は、公共下水道計画区域以外の区域とします。

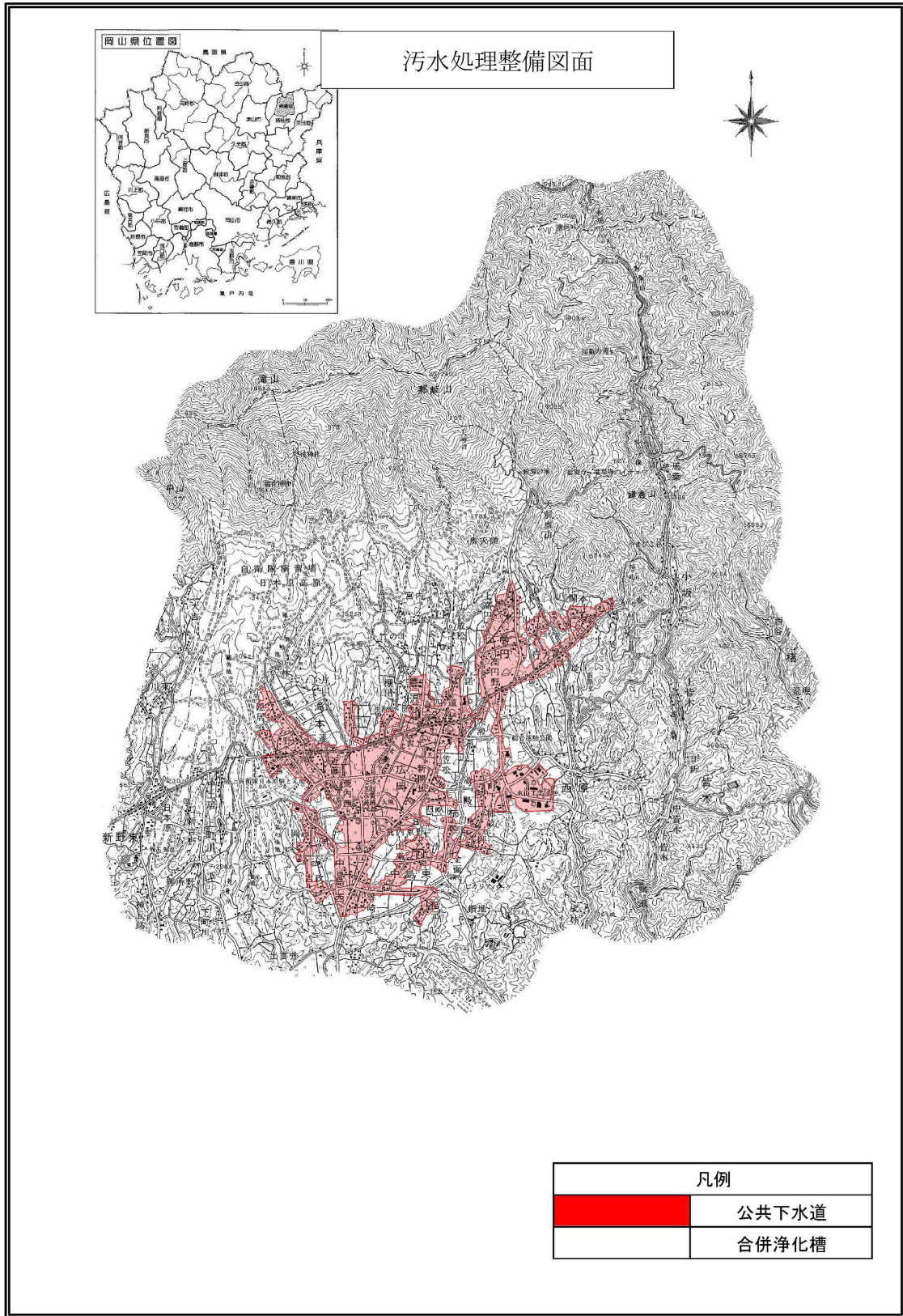


图 7-2-3 污水处理整備図

3)生活排水処理施設の整備計画

本町では集合処理区域において公共下水道の整備を全て完了しています。個別処理区域では、今後も浄化槽の整備を推進する計画です。

4)生活排水処理施設の普及促進の取り組み

生活排水処理施設の普及促進に向けた取り組みを以下に示します。

①公共下水道の利用促進

公共下水道の施設整備は完了していることから未接続世帯に対して利用推奨や指導を行い、水洗化を促進します。

②浄化槽の整備促進

下水道の処理区域外の地域については、浄化槽の普及促進を図るものとし、みなし浄化槽やくみ取り便槽を設置している世帯に対し、浄化槽への転換の働きかけを行います。

浄化槽の整備については、個人設置型および市町村設置型により進めていきます。

4. し尿・汚泥の処理計画

1)排出抑制計画

公共下水道への接続の働きかけや、汲み取りし尿や浄化槽から発生する汚泥の抑制に努めます。また、浄化槽の普及促進に努めるとともに、浄化槽法に基づく点検の実施等浄化槽の維持管理の徹底を図るよう、浄化槽の維持管理方法について情報提供を行うとともに、適正な管理について指導します。

2)収集・運搬計画

し尿等の収集・運搬は、本町が主体となり実施します。

今後も本町全域から発生するし尿等の適正な処理を行うため、安定かつ継続的な収集・運搬体制の構築を図ります。また、搬入量の月変動を可能な限り平準化するために収集業者に対し、計画的な収集を行うよう指導します。

3)し尿・汚泥の処理計画

し尿・汚泥の処理は、当面は現状体制を維持しつつ、し尿等の広域化・共同化の有り方についての調査・研究を進めていきます。また、勝英衛生施設組合のし尿処理施設（滝川苑）は、稼働開始から45年が経過し老朽化が進んできているため、整備方針について検討を進めていきます。

5. その他

1) 町民に対する広報・啓発活動

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性について住民に周知を図るため、定期的な広報、啓発活動を実施します。特に、台所での対策等、家庭でできる対策について、地域ごとの集会等を通じて、周知を図るものとします。

2) 地域に関する諸計画との関係

生活排水に係る諸施策の推進に当たっては、環境に係る他の諸計画の推進とともに、町民との協働を進めていく。

3) 災害時の廃棄物処理

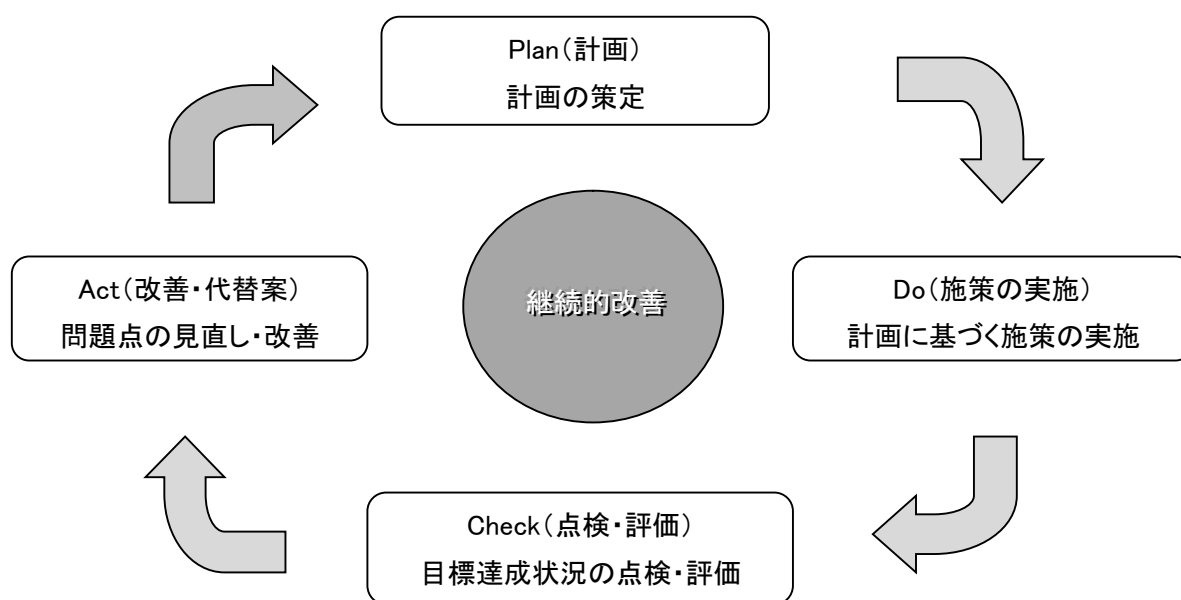
地震や水害などの大規模災害発生時のし尿処理を円滑に行うため、県及び他自治体や関係団体との連携を強化するなど、災害時のし尿処理体制の整備に努めます。

また、地域の防災訓練等に積極的に参加し、災害時のし尿処理対策について情報提供や普及啓発を行います。

第8章 計画の進行管理

本計画で定めた数値目標や取組内容を実現していくためには、取組状況や数値目標の達成状況を定期的にチェック・評価し、施策の改善を行っていくことが重要です。

この考えに基づき、本計画は以下に示すPDCAサイクル [Plan (計画)、Do (施策の実行)、Check (点検・評価)、Act (改善・代替案)] により、継続的改善を図っていきます。



PDCAサイクルの概念図